

平成24年分の確定申告をされる方へ

① 後期高齢者医療保険料は社会保険料控除の対象となります。

後期高齢者医療保険料は、平成24年中(1月1日～12月31日)に納付した全額が社会保険料控除の対象となります。確定申告の際、納付した金額を申告書に記載してください。

○ 特別徴収の方

年金天引きされている方は、年金の源泉徴収票に控除金額が記載されているのでご確認ください。

○ 普通徴収の方

口座振替や納付書によりお支払いされている方は、通帳や領収書をご確認ください。

また、後期高齢者医療保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主や配偶者も連帯して納付する義務があります。世帯主又は配偶者としてご家族の後期高齢者医療保険料を納付したときは、その納付額の全額が納付した方の社会保険料控除の対象となりますので、確定申告の際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。

納付した金額等不明な点は、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当課にお問い合わせください。

② 申告分離課税を選択した所得も保険料及び医療費の窓口負担割合を算定する上での対象所得となります。

総合課税分の所得だけでなく、申告分離課税として選択した山林所得、長期(短期)譲渡所得、株式譲渡所得や配当所得なども後期高齢者医療保険料(所得割額)及び医療費の窓口負担割合を算定する上での対象所得となります。

③ 株式譲渡損失等を申告される方はご注意ください。

医療費の窓口負担割合は以下の条件に当てはまると3割負担になります。

「市町村民税の課税所得が145万円以上ある被保険者やその方と同じ世帯にいる被保険者」で、かつ「年間収入金額が世帯内に被保険者1人の場合で383万円以上、2人以上の世帯で合計520万円以上」

ここでいう収入金額とは、株式の譲渡益ではなく、売却代金で判断されます。

よって、市町村民税の課税所得が145万円以上ある被保険者の方で、株式譲渡益がマイナスになったことにより損失等の申告をされた場合などでも、その売却代金により、医療費の窓口負担割合が3割負担となってしまう場合がありますのでご注意ください。

※市町村民税の課税所得とは、所得金額の合計から、市町村民税における所得控除(社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者控除、医療費控除など)の合計額を差し引いて算出した額の千円未満の端数を切り捨てた金額です。分離課税分がある場合には、総合課税・分離課税分を別々に算出し、その後に合算して算出した金額となります。

医療費や保険料の減免について

災害や心身の故障、事業の休廃止による収入の著しい減少など、突発的な事情により、医療費の窓口負担や保険料を納めることが困難になったときは、申請によりその医療費や保険料が減免される場合があります。

医療費や保険料の減免についての相談は市(区)町村の後期高齢者医療担当課にご相談ください。

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

東日本大震災で被災された方々の一部負担金等の還付申請について

東日本大震災により被災した被保険者で「一部負担金等の免除対象(※)」となった方が、免除期間に療養の給付を受けて一部負担金等を支払ったときは、当該一部負担金等の還付を受けることができます。まだ還付の申請を済まされていない方は、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当課に申請してください。

保険医療機関等で受診された日の翌日(還付申請の勧奨通知が送付されている方はその通知を受け取った日の翌日)から2年間を経過すると時効となり、支給されませんのでご注意ください。

※一部負担金等の免除対象は、「東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等免除証明書」の交付を受けている方です。

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

厚生労働省に対する制度に関する要望活動

47都道府県の後期高齢者医療広域連合で組織する全国後期高齢者医療広域連合協議会は、広域連合長会議を平成24年11月15日に開催し、厚生労働大臣宛の「後期高齢者医療制度に関する要望書」を採択し、厚生労働省に提出しました。

要望書の概要

社会保障制度改革推進法に定める「社会保障制度改革国民会議」を一日も早く開催し、後期高齢者医療制度の今後の在り方について議論を進め、将来にわたり国民が安心して生活できる高齢者医療制度を構築すること。

被保険者のみならず、現役世代、地方公共団体に対し過度の負担を強いることがないように、国は費用負担の仕組みについて更なる検討を行い、持続可能な制度とすること。 など

お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011